

機関名：長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課

概要

長崎こども・女性・障害者支援センターに属する精神保健福祉課は、精神保健福祉法第6条に定める「精神保健福祉センター」としての機能を担っています。

当センターは精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談を行うとともに、精神保健福祉に関する関係諸機関に対する技術指導、技術援助を行う機関です。

また、精神保健福祉手帳及び自立支援医療費に関する判定・交付、精神医療審査会の事務を行う等、精神保健および精神障害者の福祉に関する総合技術センターでもあります。

業務(相談)内容

1. 企画立案
 - ・長崎県の地域保健福祉行政をすすめていくための提案など
2. 技術指導及び技術援助
3. 精神保健福祉手帳の判定・交付及び自立支援医療費に関する判定・交付
4. 教育研修
5. 広報普及
 - ・県民に対し精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発活動(パンフレットの配布、教材の貸し出し等)
6. 調査研究
7. 組織育成
 - ・セルフヘルプグループの育成・支援
8. 精神保健福祉相談
 - ・来所相談、電話相談、外来診療の実施
9. 精神医療審査会事務
 - ・精神科病院への入院の適否および入院患者の処遇改善・退院請求に関する、精神医療審査会の開催とその事務
10. その他の関係事業
 - ・心の健康づくり推進事業(こころの電話)
 - ・学校危機へのこころの緊急支援事業(CRTの派遣)
 - ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
 - ・自殺総合対策事業
 - ・薬物関連問題相談事業
 - ・ギャンブル依存症者家族教室、つどい
 - ・ひきこもり対策推進事業

利用方法

1. 面接相談 : 月～金 (9:00～17:45)要予約
 2. 電話相談 : 月～金 (9:00～17:45)
 3. 診療 : 月～金 (受付時間=9:00～15:30)要予約 保険診療
ただし祝祭日及び年末・年始を除く
- 電話番号 : 095 - 846 - 5115